

年 月 日

同意書

上毛町産後ケア事業を利用するにあたり、以下の内容に同意します。

住 所：上毛町大字

氏 名：

※署名又は記名押印

電話番号：

1 事業を利用する年の1月1日の住所が上毛町以外の場合の自己負担額について

- ① 上毛町産後ケア事業を利用するにあたり、利用申請書に上毛町産後ケア事業実施要綱第6条第1項第1号に定める課税状況を証明する書類を添付することができない場合は、上毛町産後ケア事業利用後、実施機関を退院するとき(退院日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日)までに、前居住地の当該書類を上毛町に提出すること。
- ② 上記①の期間までに当該書類を提出することができず、課税状況の確認が困難な場合には、事業利用に係る自己負担額は、上毛町産後ケア事業実施要綱別表に掲げる最高額を、利用した実施機関に支払うこと。
- ③ 上記②の場合において、利用期間の初日の属する月の翌日25日(25日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は直前の開庁日)までに、当該書類を上毛町に提出し、課税状況の確認の結果、自己負担額に差額が生じた場合には、申請者の責任において、利用した実施機関から、差額分の還付を受けること。ただし、当該書類を上毛町に提出した日から起算して、30日を経過した後は、還付を受けることができない。

2 事故発生時の対応について

- ① 上毛町産後ケア事業の利用時に何かしらの事故が発生した場合には、事業の実施主体である上毛町と事故対応について、誠実に協議すること。
- ② 上毛町からの事業受託者である実施機関には、当該実施機関の故意又は重大な過失である場合を除き、事故についての責任や補償は一切求めないこと。